



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 2 日 (火)
第 8 8 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (510) (労働政策課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (511) (農地・水保全課) 2
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (512) (県土総務課) 2
	公共測量の実施 (513) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (514) (中部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 3
	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (福祉保健課) 4
	随意契約の相手方の決定 (教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第510号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成28年8月2日から施行する。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>1・2 略</p> <p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">検定職種</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、<u>フラワー装飾、建築大工、家具製作</u></td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	検定職種	金額	略		機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、 <u>フラワー装飾、建築大工、家具製作</u>	6,000円	<p>1・2 略</p> <p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">検定職種</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	検定職種	金額	略		機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	6,000円
検定職種	金額												
略													
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、 <u>フラワー装飾、建築大工、家具製作</u>	6,000円												
検定職種	金額												
略													
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	6,000円												

鳥取県告示第511号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、鷹狩土地改良区の定款の変更を平成28年7月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第512号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成28年8月2日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
有限会社平井工業
米子市河岡954-1
代表取締役 平井 圭一
鳥取県知事(般-27)第3993号
- 3 処分の内容

平成28年8月2日から平成29年8月1日までの1年間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業(発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け

負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。))又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社の元代表取締役が、米子市発注の道路維持補修工事に関し、便宜を図ってもらった見返りとして同市次長兼維持管理課長へ数万円分の商品券を渡したとして、平成28年3月11日に贈賄容疑で逮捕され、同年7月1日に懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、同月4日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

鳥取県告示第513号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 水準測量
- 2 作業期間 平成28年8月1日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市(一部)、湯梨浜町(一部)、北栄町(一部)及び三朝町(一部)

鳥取県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月2日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社絆	倉吉市福吉町二丁目1478-17	株式会社絆	倉吉市福吉町二丁目1533-1、1533-6	居宅介護、重度訪問介護	平成28年8月1日

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成28年8月2日から平成28年10月3日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成28年10月3日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14-4
- 2 大規模店舗の名称
(仮称)ダイレックス西倉吉店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
倉吉市西倉吉町字稻荷19-5 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
2,276平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年11月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課(倉吉市東巖城町2)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
市街化区域
変更する部分 米子市二本木及び同市淀江町佐陀
市街化調整区域
変更する部分 米子市二本木
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)及び米子市建設部都市計画課(米子市加茂町一丁目1)
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年8月2日から同月16日まで

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 生活保護システム構築業務 一式
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 平成28年6月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター

	鳥取市寺町50
5 契 約 金 額	36,460,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成28年4月12日
7 落 札 方 式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県福祉保健部福祉保健課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年8月2日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 田 中 正 士

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定 した日	平成28年6月20日
4 契約の相手方の名称及び 所在地	株式会社マルテ S F 鳥取市南安長二丁目633-1
5 契 約 金 額	36,828,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立倉吉農業高等学校 倉吉市大谷166